

火災時における消防用水の確保に関する協定書

(○)



鈴鹿市

鈴鹿生コンクリート販売協同組合

火災時における消防用水の確保に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿生コンクリート販売協同組合（以下「乙」という。）は、火災時（甲の行政区域において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災時において、甲が乙に行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生したときは、乙に対して火災時における消防用水確保の要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定による協力（以下「要請業務」という。）が終了したときは、協力内容を火災時における消防用水確保の実績報告書（第2号様式）及び業務従事者・業務内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務が終了したときは、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 要請業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となった場合又は要請業務により乙の所属会員の車両、資機材等若しくは第三者に損害が生じた場合の補償については、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の定める損害補償等の要件に該当する場合を除き、乙又は乙の所属会員の責任において行うものとする。

（要請業務の中止）

第6条 乙から連絡を受けた乙の所属会員が、要請業務に従事しているときに危険と判断したときは、要請業務を中止することができる。

2 前項の規定より要請業務を中止した場合は、鈴鹿市消防本部情報指令課へ連絡するものとする。

(火災現場の活動)

第7条 火災時の現場活動について、乙は甲の指示により要請業務を実施するものとする。

(訓練の実施)

第8条 要請業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練実施に要する費用は、各自の負担とする。

鈴鹿
理

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鈴鹿市消防本部消防課長、乙においては鈴鹿生コンクリート販売協同組合事務局長とする。

第2

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1か月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年9月3日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市

鈴鹿市長 末松則



乙

鈴鹿市西条六丁目32番地
鈴鹿生コンクリート販売協同組合
代表理事 林 健一郎



